

令和 8 年度スポーツ活動等普及奨励助成事業募集要項

(スポーツ活動への助成) 地域スポーツ振興事業

公益財団法人スポーツ安全協会

■助成の目的

我が国におけるスポーツ活動の普及奨励を図ることを目的とする。

■助成対象者

都道府県スポーツ協会

■助成対象事業及び助成金額

1. 助成対象事業

人口減少等社会変化を踏まえて、都道府県スポーツ協会が、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的に行う都道府県民を対象とした地域スポーツの振興に資する事業。

(1) 事業名

地域スポーツ振興事業

(2) 事業内容

助成対象団体が自ら主催する大会、体験会、イベント、交流会等であって、事業内容は以下のようなものが考えられる。

また、事業の目的を達成するために複数の事業を行うことも可能とする。

例) スポーツ活動の活性化を通じた体力向上など、県民の豊かなスポーツ文化の振興を図る事業(スポーツ大会、マルチスポーツ体験会、インクルーシブスポーツ大会・体験会、研修会 等)

(3) 申請時の留意点

- ・営利的なイベントや興行、及び個人的な資格取得のための講習会を目的とする事業は対象外とする。
- ・原則として、同一事業については連続 3 回までとする。
- ・「スポーツ活動への助成」で申請する事業は、本事業のみとする。

2. 助成金額

(1) 地域スポーツ振興事業(助成総額(予定) 16,450 万円)

- ・1 団体上限 350 万円
- ・助成期間は単年度とする。

(2) 対象経費

事業の実施に直接要する経費(諸謝金、旅費・交通費、賃借料、雑役務費、消耗品費、人件費(専ら該当事業の業務を行う者に限る。※1) など)及び一般管理費(申請額の範囲内で 10% を上限)とし、助成期間内に使用した経費に限る。

ただし、次の経費は対象外とする。

- ・懇親会、パーティ等に要する飲食等の経費
- ・保険料、関係団体や市町村等への助成費(間接助成費)
- ・備品費(3万円以上)
- ・団体運営のための日常的経費(設備費、人件費、光熱水費等)

※1 人件費は、助成金額の1/2以内とする。

■助成対象(事業実施)期間

令和8年4月1日から令和9年3月10日までに実施される活動

■応募方法

応募は、Graain(グラライン、電子申請システム)による。

○応募に当たっては、Graainから申請すること(郵送、メール不可)。

手続き方法は、以下の「電子申請システム「Graain」の利用方法」を参照の上、申請書等を作成し、提出すること。

○申請書には、下記の書類を作成又は添付する必要があるので準備して提出すること。

- ① 事業計画書(Graainに直接入力)
- ② 事業予算書(Graainに添付)(協会様式、Excel形式)

電子申請システム「Graain」の利用方法

①「Graain」に新規アカウントを作成する。アカウントはGoogle以外で作成すること。

<https://www.service.graain.net/Cq4Xv/general/login>

※既に、Graainのアカウントを所有している場合は、新規アカウントの登録は不要。既存のアカウントでログインすること。

②ログイン後、申請者用Home画面に表示される助成プログラム一覧の中から、次の事業を選択する。

- ・「地域スポーツ振興事業」

③画面の指示に従って必要情報を入力の上、該当する提出書類のファイルを添付し申請画面から提出する。

<注意>

※応募以降の連絡や問い合わせは、原則としてGraainにて通知するので、必ず同システム内の通知を確認すること。

なお、Graainに登録するE-mailは、団体アドレス等複数人で確認できるものを奨励する。

<参考>

詳しくは、以下のマニュアルを参照ください。

- ・Graain 新規アカウント登録マニュアル
- ・Graain 利用操作マニュアル

■応募期間

令和7年11月4日～令和7年12月25日 16時（時間厳守）

■選定方法

本会審査委員会で審査の上、決定する。

なお、助成金交付申請額は査定（減額）されることがある。

■採択基準

- 都道府県民を対象とした地域スポーツの振興に寄与することが期待される事業であること。
- 事業への参加の機会が広く開かれて、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とした事業であること。
- 事業計画・予算の内容が明確で熟度が高く、実施体制も構築され、事業の実施が確実であること。
- 助成事業終了後も事業が継続されることが期待できること。
- 安全に実施するための配慮事項が明確であること。

■採択必須条件

1. 事業の目的が達成されるよう十分な計画と準備の上、参加者のスポーツ実施率の向上など地域スポーツの振興に努めること。
2. 参加者が安全・安心に参加できる状況で実施すること。傷害保険や賠償責任保険など活動に応じて必要な保険に加入すること。
3. 助成対象に採択された事業は、採択の条件として、下記による助成金交付の告知及び広報を必ず行うこと。
 - 開催要項、看板、プログラム等には、『公益財団法人スポーツ安全協会スポーツ活動等普及奨励助成事業』の記載（※）をすること。
 - 大会等プログラムには、「スポーツ安全保険」の広告（※）を掲出すること。
 - 大会等ホームページには、「スポーツ安全保険」のバナー（※）を貼付すること。
 - 開催要項、大会プログラム等を作成しない場合は、「広告チラシ」（※）を配布すること。
 - SNS等を活用した活動の広報を行うこと。上記、※印については、採択時に連絡する。
4. スポーツ安全保険の広報（あらましの配布、幹事社との連携等）に協力すること。

■応募～助成期間終了まで

- 応募受付期間 : 令和7年11月4日～令和7年12月25日 16時
- 助成の決定・通知 : 令和8年3月上旬（予定）
- 助成事業の開始 : 令和8年4月1日～（令和9年3月10日まで）
- 助成金の交付 : 3回に分けて交付（6月下旬、9月下旬、12月下旬）

■助成期間終了後

1. 実績報告書等の提出 Graain（グラライン、電子申請システム）

- ・事業報告書は、Graain から提出すること（郵送、メール不可）。
手続き方法等については、採択後に別途連絡。

2. 報告書の提出期限

事業終了後 30 日以内若しくは令和 9 年 4 月 9 日のいずれか早い日（厳守）

■留意事項

1. 申請書の返却及び審査の経緯や結果についての問合せは、受け付けない。
2. 次の事項に該当する場合、助成金の全額又は一部を返還しなければならない。
 - ① 対象事業を中止又は廃止した場合
 - ② 報告書の提出を怠った場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記述を行った場合
 - ④ 決算で剰余金が生じた場合
 - ⑤ 上記「採択必須条件」の取り扱いを怠った場合
3. 助成金の交付を受けることができるのは、原則として同一事業で連続 3 回までとする。
4. 事業の視察や調査、本助成に関するヒアリングを行う場合、あるいは、成果の普及、成果発表及び情報発信などについて、当協会から依頼や指示を受けた場合は、協力すること。

■個人情報の取扱い等

1. 提出書類に記載の個人情報は、業務遂行上必要な範囲内で取扱う。
2. 助成決定団体、事業名及び助成金額を本会ホームページで公表する。

■お問合せ先

公益財団法人スポーツ安全協会 黒澤、阿部、奈須

メール：spokyo@sp oan.or.jp

電 話：090（7261）6744（平日 10時～16時）